

香川県教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第2号

香川県教育センター規則の一部を改正する規則
香川県教育センター規則（昭和46年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 教育センターに、次の職員を置く。</p> <p>(1) 所長</p> <p>(2) 次長</p> <p>(3) 課長</p> <p>(4) 副主幹</p> <p>(5) 主任指導主事</p> <p><u>(6) 主席研究員</u></p> <p><u>(7) 主任</u></p> <p><u>(8) 指導主事</u></p> <p><u>(9) 主任研究員</u></p> <p><u>(10) その他の職員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 主任指導主事及び指導主事は、上司の命を受けて、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p><u>6 主席研究員及び主任研究員は、上司の命を受けて、高度の専門的業務に従事する。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。